

入札説明書

令和8年7月3日付け公告に付した一般競争入札については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）及び契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等
支出負担行為担当官
第六管区海上保安本部長 池上 浩之
2. 調達内容
(1) 契約件名 軽油（免税）買入（徳山港）（8～10月分）
(2) 品目等 仕様書のとおり
(3) 納入（履行）期限 令和8年10月31日
(4) 納入（履行）場所 徳山港に停泊中の指定する巡視船艇燃料タンク内
(5) 入札方法
①本件は、入札及び書類の提出を電子調達システムで行う。ただし、電子調達システムにより難い者は、「紙入札方式参加願」を提出するものとする。
②原則として、入札執行回数は2回を限度とし、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。
③入札者は、契約品目の本体価格のほか、本契約の履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。
④落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

⑤入札書の提出後、入札金額の誤記入等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札書の無効の訴えはできないものとする。
⑥入札者は、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において入札説明書、仕様書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。

3. 競争参加資格
(1) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人または被補助人であつて、契約締結のため必要な同意を得ている者については、この限りではない。
(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。また、当本部から指名停止の措置を受け、指名停止の期間中の者でないこと。
(3) 令和7・8・9年度国土交通省一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）において、下記「契約の種類」に応じた何れかの等級に格付けされるとともに、下記「競争参加地域」を希望する者。
また、当該部局において指名停止の措置を受け、指名停止中の期間でない者。

「物品の販売」のA、B、C又はD等級 「中国地域」

競争参加資格審査に関する問い合わせ先

〒734-8560 広島県広島市南区宇品海岸3-10-17

第六管区海上保安本部 経理補給部経理課 入札審査係

電話(082)251-5111

内線2223・2224・2225

4. 仕様書の交付
6.(3)に問い合わせし、交付を受けること。
(1) 交付期限 令和8年7月21日 午後 4時00分
(2) 交付場所 6.(3)の場所で直接交付を受けること。

5. 入札参加の申込み
(1) 提出期限 令和8年7月21日 午後 4時00分
(2) 提出場所

提出書類様式については、第六管区海上保安本部ホームページに掲載しているので、ダウンロードすること。

又は、下記6.(1)の場所での交付とする。

①電子調達システムにより入札に参加する者

「確認書」及び令和7・8・9年度国土交通省一般競争参加資格（全省庁統一資格）における「資格審査結果通知書（写）」を、電子調達システムにより提出すること。

②紙により入札に参加する者

「紙入札方式参加願」、「紙入札業者登録用調査表」及び令和7・8・9年度国土交通省一般競争参加資格（全省庁統一資格）における「資格審査結果通知書（写）」を、第六管区海上保安本部経理補給部経理課入札審査係に提出すること。

- (3) 資格審査結果通知

資格審査の確認は、証明書等の提出期限日に行い、審査結果は、原則令和8年7月23日 午後 5時00分までに電子調達システム若しくはメール等により通知するので、合格通知を受けたのち入札に参加すること。

ただし、仕様確認申請書を提出した場合、仕様確認の合格通知と共に通知するため、仕様確認申請の判決結果が判明次第通知する。

6. 契約条項を示す場所及び問合せ先等

- (1) 契約条項を示す場所

〒734-8560 広島県広島市南区宇品海岸3-10-17 第六管区海上保安本部

- (2) 契約及び入札に関する問い合わせ先

第六管区海上保安本部 経理補給部経理課 入札審査係 電話(082)251-5111 内線2223・2224・2225

- (3) 仕様書に関する問い合わせ先

第六管区海上保安本部経理補給部補給課 電話(082)251-5111 内線2260

- (4) 電子調達システムのURL

<https://www.geps.go.jp>

7. 入札書の提出期限及び開札
- | | | |
|--------------|--|----------|
| (1) 入札書の提出期限 | 令和8年7月30日 | 午後 4時00分 |
| (2) 入札書の提出場所 | 電子調達システムによる。ただし、「紙入札方式参加願」を提出した者は、紙入札書を、上記6.(2)に提出すること。なお、郵送により提出する者は、第六管区海上保安本部入札見積者心得第4「入札等に関する事項」により作成のうえ、書留郵便等により、上記7.(1)の日時必着で送付すること。 | |
| (3) 開札の日時 | 令和8年7月31日 | 午前11時00分 |
| (4) 開札の場所 | 広島県広島市南区宇品海岸3-10-17 第六管区海上保安本部入札室（6階） | |
8. 入札保証金及び契約保証金 免除
9. 入札の無効
- (1) 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。
- ①委任状が提出されていない代理人のした入札
 - ②所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
 - ③記名（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札）を欠く入札
 - ④金額を訂正した入札
 - ⑤誤字、脱字などにより意思表示が不明瞭である入札
 - ⑥公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札
 - ⑦同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - ⑧競争参加資格のあるものであっても、入札時点において、第六管区海上保安本部長から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札
- (2) 電子入札参加者は、ICカードを不正に使用した入札は無効とする。
- (3) 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第8条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合であって、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札は無効とする。
10. 開札
- (1) 開札は、原則として紙入札者またはその代理人を立ち会わせて行う。ただし、紙入札者またはその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- (2) 紙入札者またはその代理人が開札に立ち会う場合、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- (3) 紙入札者またはその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書または入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- (4) 紙入札者またはその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (5) 電子調達システム参加者の障害によって電子入札ができない旨の申告があり、すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行う。
- ・天災
 - ・広域・地域的停電
 - ・プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
 - ・その他、時間延長が妥当であると認められた場合（ただし、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。）
- (6) 電子調達システムヘルプデスクまたは発注者側の障害が発生した場合は、電子調達システムヘルプデスクと協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時刻及び開札予定時刻の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。
- (7) 入札締切予定時刻になっても入札書が電子調達システムに未到達であり、かつ、電子入札参加者からの連絡がない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものと見なす。また、辞退を確認した入札参加者は、すみやかに書面にて入札辞退届を提出すること。
- (8) 開札を執行した場合、入札者またはその代理人のした入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。再度入札の日時については、原則として開札手続きを行ったのち30分後に行うこととするので、電子入札者は再度入札通知書を必ず確認すること。なお、開札手続きに時間を要するなど再度入札の予定時刻を大幅に超えるような場合は、電子入札参加者に対して当庁担当官から連絡を行う。この間、紙入札業者は開札会場で待機することとし、原則として退室は認めない。ただし、郵便による入札を行った者がある場合及び契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行うことがある。
11. 落札者の決定
- (1) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書に記載すること。
- (2) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、くじにより落札者を決定することとし、以下のとおり行うこととする。
- ①電子入札事業者のみの場合
電子入札事業者が入力した電子くじ番号をもとに電子くじを実施のうえ、落札者を決定する。
 - ②電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合
電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号をもとに電子くじを実施のうえ、落札者を決定する。
 - ③紙入札事業者のみの場合
その場で紙くじを実施のうえ落札者を決定する。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- (3) その他詳細は、第六管区海上保安本部入札・見積者心得による。
12. 契約書の作成の要否 要（ただし、契約金額が250万円に満たない場合は省略することがある）
電子調達システムによる電子契約を行う場合、電子調達システムで定める手続きに従い、契約書を作成しなければならない。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。
13. 支払条件
検査終了後、適正な請求書を受理してから30日以内に支払う。

1 4. 入札書提出にかかる委任

- (1) 電子入札において、代表者以外のICカードを使用する場合は、年間委任状を提出すること。
- (2) 紙入札において、代表者以外の者が入札書を提出する場合は、委任状を提出すること。

1 5. 談合等不正行為があった場合の違約金等

- (1) 請負者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、請負者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

①この契約に関し、請負者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が請負者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）したとき。

②納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

③納付命令又は排除措置命令により、請負者に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が請負者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

④この契約に関し、請負者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- (2) 請負者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、請負者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

1 6. その他

- (1) 上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知し、かつ、遵守すべき事項は、「第六管区海上保安本部入札・見積書心得」によるものとする。
- (2) 責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう務めること。